

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案の概要

法務省刑事局

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行うもの。

1 概要

- (1) 改正法第3条の規定による組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）の改正により、同法において「金銭債権」を定義する規定が同法第36条第1項となることに伴い、没収保全と滞納処分との手続の調整に関する政令（平成11年政令第402号）第1条第1項ただし書中「第十三条第一項」を「第三十六条第一項」に改めるもの。
- (2) 改正法第5条の規定による公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）の改正により、同法の題名が「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」と改められることに伴い、公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）第389号及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成29年政令第282号）別表第2第30号の「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に改めるもの。

2 施行期日

改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日

（改正法の公布の日から起算して20日を経過した日）